

北朝鮮に暮らす残留日本人に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年九月二十六日

有  
田  
芳  
生

参議院議長伊達忠一殿



北朝鮮に暮らす残留日本人に関する質問主意書

日朝政府間のいわゆるストックホルム合意には解決すべき課題として残留日本人問題が明記されています。日本への帰国の意思を持ちつつ、いまだ実現しない深刻な人道問題について質問します。

一 私はこの問題を参議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会（平成二十八年五月二十日）で質問し、「北朝鮮地域の残留日本人に関する質問主意書」（第百九十回国会質問第二号）でも問うてきました。政府は私の質問を受けて北朝鮮に残留日本人の現状を確認しましたか。したならば現在何人の残留日本人が生存していると認識していますか。確認していないならなぜですか。ことは人間の生き死ににかかる重大な人道問題です。

二 私の調査では北朝鮮の特別調査委員会が確認した残留日本人は十数人（平成二十六年時点）でした。しかし日本への帰国を強く望みながら亡くなるケースが増えています。丸山節子さんが平成二十七年一月に八十六歳で亡くなつたことはＮＨＫや毎日新聞などでも報じられました。政府は平成二十六年十月に平壤で行われた日朝交渉時に北朝鮮が残留日本人について報告しようとしたことに対して、それを拒否しましたか。そうだとしたら理由をお示しください。

右質問する。

